

平成 26 年 6 月 2 日

各 位

会 社 名 DIC株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 中西 義之  
(コード番号 4631)  
問合せ先責任者 コーポレートコミュニケーション部長 江頭 淳  
(TEL 03-6733-3033)

## 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 6 月 2 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 【本資金調達の背景と目的】

当社グループは 2013 年 5 月に、2018 年の”ありたい姿”に向かう最初の 3 年間の中期経営計画として”DIC105”（2013 年度から 2015 年度）（以下「本中期経営計画」という。）を公表いたしました。本中期経営計画では、”STEP BEYOND” 一次代を見据え、果敢に踏み出す—をスローガンに、将来を見据えた事業ドメインに経営資源を集中し、重点戦略の遂行にグループの総力を挙げて取り組んでおります。

具体的な取り組みとして、出版用インキの需要減少に伴う収益性の悪化が課題となっていた欧米インキ事業につきましては、合理化に向けた抜本的な再構築に着手いたしました。一方、ポリフェニレンサルファイド (PPS) (注 1)、液晶材料、カラーフィルター用有機顔料を始めとする成長牽引事業に関しましては、経営資源を集中的に投入して増産体制を強化するなど、事業拡大を加速しております。また、当社の基盤技術に基づく次世代事業を創出すべく、新製品の開発と事業化を推進しております。

このような取り組みの結果、初年度である 2013 年度においては、営業利益、当期純利益共に計画値を上回り、財務健全性の目標として設定した D/C レシオ（注 2）についても、計画値を 2 年前倒しで達成するなど、極めて順調な滑り出しとなりました。

かかる状況の下、2 年目である本年度以降も、本中期経営計画を着実に実行に移すのみならず、2018 年の”ありたい姿”に向けて、さらなる成長を実現するための投資機会を積極的に追求してまいります。

今回の新株式発行は、当社グループの財務健全性の向上を目的としており、具体的には、世界同時不況後の急激な円高による財務体質の悪化を緩和することを目的に発行した、第 1 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定）（以下「本社債」という。）の一部を本社債に係る借換制限条項（注 3）に基づき普通株式による調達に切り替えるとともに、PPS 事業における鹿島工場の新プラント建設のための設備投資資金の調達を目的に当社が発行した商業・ペーパーの償還資金の一部に充当することを企図しております。株式価値の希薄化規模にも配慮しつつ財務健全性の向上を推進する一方、当社グループは、成長牽引事業への投資を加速させることにより、将来にわたる持続的成長を揺るぎないものとするを旨としております。

当社グループでは、変わり続ける経営環境の中で、本中期経営計画の着実な達成を通じて、さらなる持続的成長を図り、株主の皆様をはじめとする当社ステークホルダーの皆様の利益の最大化に取り組んでまいります。

(注 1) ポリフェニレンサルファイド (PPS) : 融点が約 280℃の高い耐熱性、優れた耐薬品性と難燃剤を添加せずに自己消火性を実現する高機能材料

(注 2) D/C レシオ : 有利子負債 / (有利子負債 + 純資産)

(注 3) 借換制限条項 : 当社株式又は格付機関のうち 1 社以上から本社債と同等以上の資本性を有するとの承認を得た証券もしくは債務による調達資金を原資に本社債の償還(ただし、満期償還を除く。)又は買入れを行うことを定める条項

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 40,000,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 26 年 6 月 10 日(火)から平成 26 年 6 月 12 日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（単独ブックランナー）及びみずほ証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。  
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 26 年 6 月 17 日(火)から平成 26 年 6 月 19 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申込証拠金 1 株につき発行価格（募集価格）と同一の金額
- (9) 申込株数単位 1,000 株
- (10) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長執行役員に一任する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売出席の種類及び数 当社普通株式 6,000,000 株  
なお、売出席株数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出席株数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出席人 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から 6,000,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (9) 売出価格、その他本オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長執行役員に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、本オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 6,000,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成 26 年 6 月 26 日(木)  
( 申 込 期 日 )
- (6) 払 込 期 日 平成 26 年 6 月 27 日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 上記 (5) 記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長執行役員に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から6,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、6,000,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に取得させるために、当社は平成26年6月2日（月）開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に割当先とする当社普通株式6,000,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成26年6月27日（金）を払込期日として行うことを決議しております。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年6月20日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得した株式数を限度として減少し、又は発行そのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われぬ場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	919,372,048株	(平成26年6月2日現在)
公募増資による増加株式数	40,000,000株	
公募増資後の発行済株式総数	959,372,048株	
第三者割当増資による増加株式数	6,000,000株	(注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	965,372,048株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対し三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 11,478,600,000 円については、10,000,000,000 円を平成 27 年 3 月までに当社第 1 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定)の買入資金に、残額を平成 27 年 3 月までにアプリケーションマテリアルズセグメントの PPS 事業における鹿島工場の新プラント建設のための設備投資資金の調達を目的に当社が発行したコマーシャル・ペーパーの償還資金の一部に充当する予定であります。

なお、鹿島工場の新プラント建設は、PPS の需要の増加に対応した生産能力拡大を目的としたものであり、平成 25 年 5 月に竣工し、平成 25 年 10 月より稼動しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達に伴う今期の業績に与える影響はありません。調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することにより、財務体質の一層の強化及び収益力の向上につながり、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、安定した経営基盤の確立を目指すとともに、株主への利益還元をより充実させていくことを基本方針と考えております。

当社は中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であり、「取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、その充実に努めるとともに、企業体質を一層強化することで株主の将来的な利益拡大に寄与すべく、より有効に使用してまいります。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成25年12月期
1株当たり連結当期純利益	19.79円	20.80円	29.23円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	4.00円 (2.00円)	6.00円 (3.00円)	6.00円 (3.00円)
実績連結配当性向	20.2%	28.8%	20.5%
自己資本連結当期純利益率	17.3%	16.0%	16.1%
連結純資産配当率	3.5%	4.6%	3.3%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本連結当期純利益率は、当該決算期間の連結当期純利益を自己資本（純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値であります。
3. 連結純資産配当率は、当該決算期の普通株式に係る1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。
4. 平成25年12月期は、決算期変更により3月決算であった当社ならびに国内子会社については、平成25年4月1日から平成25年12月31日までの9ヵ月間となっております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成25年12月期	平成26年12月期
始値	194円	168円	196円	319円
高値	210円	219円	328円	323円
安値	117円	125円	176円	253円
終値	167円	198円	320円	272円
株価収益率	8.4倍	9.5倍	10.9倍	—

- (注) 1. 平成26年12月期の株価については、平成26年5月30日現在で表示しております。
2. 株価収益率は、当該決算期末の株価（終値）を当該決算期間の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
3. 平成25年12月期は、決算期変更により3月決算であった当社ならびに国内子会社については、平成25年4月1日から平成25年12月31日までの9ヵ月間となっております。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行又は処分、当社普通株式に転換可能若しくは交換可能な有価証券の発行及びこれに類する一定の行為（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による当社普通株式の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記の場合において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。